

令和8年度 ナザレ幼稚園 一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ) をご利用のかたへ

那珂市 保健福祉部 こども課 保育グループ
029-298-1111 内線 252・253



目 次

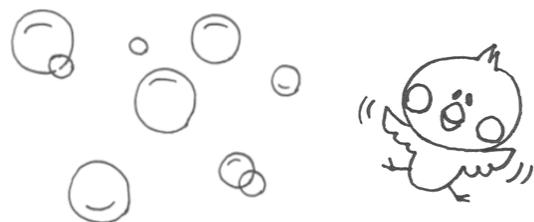
事業の対象となるかた · · · · ·	1	家庭状況等の変更はお申し出ください · 5
保育の必要性について · · · · ·	2	認定開始後の確認事項 · · · · · 5
認定申請について · · · · ·	3	ショートメッセージサービス (SMS) での通知について · 6

ナザレ幼稚園で実施する「一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）」を利用するためには、那珂市から『教育・保育給付認定』を受ける必要があります。この案内では、那珂市における認定申請に関する手続や必要な書類等について記載しています。



1 事業の対象となるかた

那珂市から保育の必要性が認められた、2歳のお子さまが対象となります。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から利用申込みが可能です。利用を開始したお子さまが、3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して利用が可能です。



ナザレ幼稚園のホームページはこちら →



2 保育の必要性について

保護者のいずれもが以下に示すような状況により保育を必要とする場合に、那珂市が保育の必要性を認定します。

＜保育を必要とする事由＞

事由	保護者の状況	認定の有効期間
就労・就労予定	<p>1か月あたり64時間以上の就労することを常態としている。または その予定である場合 ※無報酬など正当な金銭的収入を目的としない労働や、家事手伝い、自家用の農業、ボランティア活動等、生計に寄与しないものは就労として認められません。</p>	就学前まで ただし、失職した場合は <u>求職活動</u> に同じ
妊娠・出産	<p>出産の前後（産前8週間、産後8週間）である場合 ※多胎妊娠の場合は産前14週間</p>	出産予定日の56日前（多胎妊娠の場合は98日前）の属する月の初日から、出産日から起算して56日を経過する日の翌日の属する月の末日まで
保護者の疾病・障がい	疾病や負傷、精神や身体に障がいを有していることにより保育ができない場合	通院・入院等の治療や支援を要する期間
親族の介護・看護	長期間の疾病や、精神や身体に障がいを有する親族があり、保護者がいつも看護にあたっている場合	被看護（介護）者が看護・介護を要する期間
求職活動	継続的に求職活動を行っている場合（起業準備を含む）	3か月間※ ただし、就労開始した場合は <u>就労</u> に同じ
就学	学校に在学している場合、または職業訓練校における職業訓練を受けている場合	卒業・修了日の属する月の末日まで
虐待・DV	虐待やDVのおそれがありお子さまの保護が必要な場合	就学前まで
育児休業取得中の継続利用	すでに3か月以上「就労」を理由に施設・事業所の利用を開始しており、生まれた子が1歳6か月に達するまで育児休業を取得し、育児休業中も引き続き保育が必要な場合	当該育児休業にかかるお子さまが1歳6か月に達する日の属する月の末日まで

※ 認定期間内に月64時間以上就労することを証明する書類を保護者が提出せず認定期間の満了を迎えた場合、保育の必要性の認定基準に該当しなくなりますので、一時預かり事業の利用ができません。

3 認定申請について

受付期間内に、必要書類をご確認のうえご提出ください。

(1) 受付方法

【受付場所】 那珂市こども課（那珂市役所 2 階）

【受付時間】 平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで（木曜日は 19 時 30 分まで）

※ 郵送での受付可。運転免許証の写し等申請される方の本人確認ができる書類を添付してください。

認定開始希望月	受付期間	
令和8年4月	令和8年1月13日(火)	～ 令和8年3月10日(火)
5月	令和8年3月11日(水)	～ 令和8年4月10日(金)
6月	令和8年4月13日(月)	～ 令和8年5月8日(金)
7月	令和8年5月11日(月)	～ 令和8年6月10日(水)
8月	令和8年6月11日(木)	～ 令和8年7月10日(金)
9月	令和8年7月13日(月)	～ 令和8年8月10日(月)
10月	令和8年8月12日(水)	～ 令和8年9月10日(木)
11月	令和8年9月11日(金)	～ 令和8年10月9日(金)
12月	令和8年10月13日(火)	～ 令和8年11月10日(火)
令和9年1月	令和8年11月11日(水)	～ 令和8年12月10日(木)
2月	令和8年12月11日(金)	～ 令和9年1月8日(金)
3月	令和9年1月12日(火)	～ 令和9年2月10日(水)
4月	令和9年1月	～ 3月上旬頃 予定

(2) 必要書類

書類が全て揃っていない状態での受付はできませんのでご注意ください。

1 支給認定申請提出書類チェック表 兼 同意書 (共通)

2 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書 (共通)

3 発達状況調査票 (共通)

4 保育が必要な事由を証明する書類

下記状況に応じて、保護者分（二人親世帯の場合は、父母それぞれ。事実婚の場合を含む。）必要となります。

状況	提出書類
就労 (被雇用者)	就労証明書 勤務先の雇い主や所属長から証明を受けてください。自筆は無効です。 ※就労予定のかたは、就労開始後「就労証明書」の提出が必要です。
就労 (自営業・農業)	就労証明書 就労等についての状況確認表 確定申告書等の写し
就労 (内職)	就労証明書 内職申立書
妊娠・出産	保育が必要な状況申立書（母子健康手帳の写し（交付された本人であることがわかる部分）を添付したもの）
保護者の 疾病・障がい	保育が必要な状況申立書（各種手帳・診断書等の写しを添付したもの）
親族の介護・看護	介護・看護状況申告書 (診断書・身障手帳・療育手帳・介護保険証等の写しを添付したもの)
求職活動	求職活動申立書 ※認定後に毎月「求職活動報告書」を提出していただきます。 (提出がない場合、3か月を待たずに認定取消となる可能性があります。)
就学	保育が必要な状況申立書 (在学証明書又は学生証の写し・カリキュラム等の写しを添付したもの)
保護者不存在	離婚調停中・行方不明・拘禁 公的機関が発行した証明書 例) 離婚調停中の場合は、裁判所が発行した調停中であることを証明する書類

4 家庭状況等の変更はお申し出ください

転職や退職、勤務時間の変更、育児休業の取得、その他家庭の状況に変更があった際には、那珂市こども課までお申し出ください。必要な手続きをご案内します。

変更内容	提出書類
那珂市内での引っ越し（転居）	認定申請内容変更届
婚姻、離婚、入籍等で世帯の状況が変わった場合	認定申請内容変更届
那珂市外への引っ越し（転出）	認定取消申請書
退職	認定取消申請書または認定変更申請書 その他必要に応じた書類
就労先が変わったとき	就労証明書
雇用契約、就労時間数、勤務地の変更	就労証明書
出産	認定取消申請書または認定変更申請書 認定申請内容変更届
育児休業の取得	認定取消申請書または認定変更申請書 その他必要に応じた書類
就労先の決定	求職活動報告書 認定変更申請書 就労証明書
その他 保育の必要な事由を変更する場合	認定変更申請書 その他必要に応じた書類

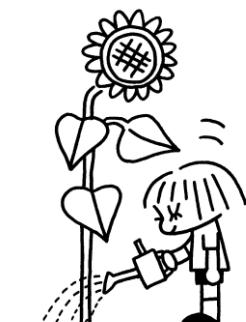
5 認定開始後の確認事項

3号認定は、常態的に、継続して保育を必要とするかたが認定の対象となるため、一度認定を受けたかたであっても、申請時と家庭の状況が変わり保育の必要性に欠ける場合は認定が取り消されます。就労時間数がひと月 64 時間を下回っているなど、申し出のあった家庭状況と相違があり、保育の必要性が欠ける場合には、さかのぼって認定を取消しする可能性があります。

なお、引き続き保育の必要性が継続しているかどうかを確認するため、下記の調査・確認を実施しますのであらかじめご了承ください。

- (1) 就労開始予定・就労開始直後の保護者の「就労証明書」再提出
- (2) 求職活動事由で認定を受けた保護者の「求職活動報告書」の提出
- (3) 勤務先等への連絡・訪問による実態調査

申請時の申告内容に疑義が生じた場合に実施します。



6 ショートメッセージサービス (SMS) での通知について

こども課の各種手続きにおいて、申請書類に記載いただく連絡先にショートメッセージサービス (SMS) による通知を行う場合があります。（各種手続きにおける不足書類等があった場合のお知らせや、こども課に関する利用料等で納期限が過ぎたとき等）

◇表示される送信元電話番号

- ・ドコモ、au、Rakuten : 029 298 1111
- ・ソフトバンク : 243056

◇送信される SMS には必ず以下の文面が入ります。

※このメッセージに返信できません。

問い合わせ 那珂市保健福祉部こども課 ○○グループ 担当 △△

電話 029 298 1111 内線×××

◇別紙、支給認定申請提出書類チェック表 兼 同意書の同意欄にチェックをお願いします。

